

会計業務細則

第一章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第26条の規定に基づき、第25条に定める会計における必要な事項を定めるものとする。

第二章 自治会費

(自治会費の等支払者及び自治会費等の額と徴収方法)

第2条 自治会費の支払者及び自治会費の額と徴収方法は、次のとおりとする。

1. 衣川台自治会規約第3条における会員及び特別会員は、自治会費の支払義務を負う。
2. 自治会費は、月額500円とし、4月～9月分を4月末日までに、10月～3月分を10月末日までに徴収する。
3. 特別会員の内、賃貸アパート・マンションなどの短期的居住者の集合住宅等の建物所有者(又は建物管理者)の自治会費は、一世帯当たり月額250円とし、4月～3月分を4月末日までに、全戸数分を一括徴収する
4. 入金に際し、組長は領収書を発行し、会計は組長宛に一括領収書を発行する。

(月途中入退会時の自治会費の扱い)

第3条 月途中入退会時の自治会費の扱いは、次のとおりとする。

1. 月途中(2日以降)の入会は入会月分より徴収する。
2. 月途中(2日以降)の退会は退会月分まで徴収する。
3. 途中退会会員から前納を受けている場合、前納分は申し出に基づき返金する。

第三章 共有施設等特別会計

(共有施設等特別会計)

第4条 共有施設等に係る会計を適正に管理するため共有施設等特別会計を設ける。この共有施設等特別会計は、一般会計とは別会計とする。

1. 共有施設等特別会計の収入は、組合基金残金、自治会館維持管理会計の財産(残金)、それらの利子及び一般会計からの共有施設等特別会計への繰入金を基本とする。
2. 共有施設等特別会計繰入金は、一般会計決算時の収入支出差引額の100万円を超える部分とし、20万円以上に設定することを目標とする。
3. 共有施設等特別会計における支出は、1件の調達価格が20万円以上であるものとし総会に提案し承認を得なければならない。
4. 共有施設等特別会計の会計年度は、自治会会計と同じとする。

第四章 雑則

(小口会計口座)

第5条 自治会会計において必要な消耗品や公共料金の引き落とし等の会計事務処理の軽減、合理化のため役員会の承認により30万円以下の限度において小口会計口座を設けることができる。

1. 前項により小口会計口座を設けた場合は、役員会においてその収支の報告をしなければならない。

(賛助会費)

第6条 賛助会員の賛助会費の額と支払方法は、次のとおりとする。

1. 衣川台自治会規約第3条第4項における賛助会員の負担すべく賛助会費は、年額5,000円とし、4月～3月分を4月末日までに、一括にて支払うものとする。
2. 年度の途中から入会においては、その年額分の支払いを要し、退会においては、その年度分を返還しないものとする。

付則 1. この細則は、平成17年12月18日から施行する。

2. 一部改定。この細則は、平成25年5月19日の定例役員会の承認を得て、平成25年3月1日に遡及し実施する。(第2条に自治会費の支払者項目を追加、第7条2項の報告を総会から役員会に変更する。)
3. 一部改定。この細則は、平成26年5月18日の定例役員会の承認を得て、平成26年3月1日に遡及し実施する。(第2条の自治会費の支払者及び自治会費の額の変更及び追記、第8条に賛助会費を新設。)
4. 一部改定。この細則は、平成28年5月15日の定例役員会の承認を得て、平成28年3月1日に遡及し実施する。(自治会館維持管理費廃止に伴い第三章 自治会館維持管理費、第4条、第5条、第6条の自治会館維持管理費に関する記述を削除)